

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 53 号

農業大学校条例施行規則の一部を改正する規則

第 1 条 農業大学校条例施行規則（昭和 56 年岩手県規則第 34 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(履修科目及び履修時間)</p> <p>第 5 条 本科の履修科目及び履修時間は別表第 1、研究科の履修科目及び履修時間は別表第 2 のとおりとし、各年次ごとの編成は、校長が定める。ただし、校長が必要と認めるときは、知事の承認を得て臨時に別表第 1 及び別表第 2 に定める履修科目又は履修時間を変更することができる。</p>	<p>(履修科目、履修時間及び単位)</p> <p>第 5 条 本科の履修科目、履修時間及び単位は別表第 1、研究科の履修科目及び履修時間は別表第 2 のとおりとし、各年次ごとの編成は、校長が定める。ただし、校長が必要と認めるときは、知事の承認を得て臨時に別表第 1 及び別表第 2 に定める履修科目、履修時間又は単位を変更することができる。</p>
<p>(入学の出願)</p> <p>第 6 条 大学校に入学を志望する者は、入学願書(様式第 1 号)に入学検定料及び次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 身上調書(様式第 2 号)</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(入学の出願)</p> <p>第 6 条 大学校に入学を志望する者は、別に定める様式による入学願書に入学検定料及び次に掲げる書類を添えて、校長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 別に定める様式による身上調書</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
<p>(入学の許可)</p> <p>第 7 条 大学校への入学は、前条に規定する入学願書を提出した者につき、筆記試験及び口述試験を実施した上、校長が許可する。ただし、本科へ入学しようとする者のうち高等学校等を卒業した者又は卒業する見込みの者で別に定めるものについては、当該高等学校等の長の推薦書(様式第 3 号)の提出がある場合は、筆記試験の一部を免除することができる。</p>	<p>(入学の許可)</p> <p>第 7 条 大学校への入学は、前条に規定する入学願書を提出した者につき、筆記試験及び口述試験を実施した上、校長が許可する。ただし、本科へ入学しようとする者のうち高等学校等を卒業した者又は卒業する見込みの者で別に定めるものについては、当該高等学校等の長の別に定める様式による推薦書の提出がある場合は、筆記試験の一部を免除することができる。</p>
<p>(誓約書の提出)</p> <p>第 9 条 大学校に入学を許可された者は、入学の許可の通知を受けた日から 1 週間以内に保証人が連署した誓約書(様式第 4 号)を校長に提出しなければならない。</p>	<p>(誓約書の提出)</p> <p>第 9 条 大学校に入学を許可された者は、入学の許可の通知を受けた日から 1 週間以内に保証人が連署した別に定める様式による誓約書を校長に提出しなければならない。</p>
<p>(休学)</p> <p>第 10 条 学生は、病気その他の理由により休学しようとするときは、保証人が連署した休学願(様式第 5 号)を校長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(休学)</p> <p>第 10 条 学生は、病気その他の理由により休学しようとするときは、保証人が連署した別に定める様式による休学願を校長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>(復学)</p> <p>第 11 条 休学中の学生は、休学の理由がなくなったことにより復学しようとするときは、保証人が連署した復学願(様式第 6 号)により、校長に復学を願い出なければならない。</p>	<p>(復学)</p> <p>第 11 条 休学中の学生は、休学の理由がなくなったことにより復学しようとするときは、保証人が連署した別に定める様式による復学願により、校長に復学を願い出なければ</p>

ない。

(退学)

第12条 学生は、退学しようとするときは、保証人が連署した退学願(様式第7号)により、校長に届け出なければならない。

(卒業証書)

第18条 校長は、所定の履修科目を履修したと認めた学生には、卒業証書(様式第8号)を授与する。

(免除の申請)

第21条 第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、授業料の免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、授業料免除申請書(様式第9号)に市町村長の所得に関する証明書その他校長が定める書類を添え、原則として、次に掲げる授業料の区分に応じて、当該各号に掲げる期日までに校長に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

(修了証書)

第27条 校長は、所定の別に定める研修を修了したと認めた研修生には、修了証書(様式第10号)を授与する。

別表第1(第5条関係)

1 全科共通履修科目

履修科目		履修時間
教養科目	くらしと法律 くらしと経済 くらしと倫理 くらしと心理 教養一般 社会福祉 外国語 情報処理 農業基礎	時間 180
専門科目	農政概論 農業経営 国際農業 農村社会・生活 農業気象 稲・畑作栽培 野菜栽培 花き栽培 果樹栽培 菌茸栽培 肉牛飼養	180
定期試験		96
計		456

ならない。

(退学)

第12条 学生は、退学しようとするときは、保証人が連署した別に定める様式による退学願により、校長に届け出なければならない。

(卒業証書)

第18条 校長は、所定の履修科目を履修したと認めた学生には、別に定める様式による卒業証書を授与する。

(免除の申請)

第21条 第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、授業料の免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める様式による授業料免除申請書に市町村長の所得に関する証明書その他校長が定める書類を添え、原則として、次に掲げる授業料の区分に応じて、当該各号に掲げる期日までに校長に提出しなければならない。

(1)~(3) [略]

(修了証書)

第27条 校長は、所定の別に定める研修を修了したと認めた研修生には、別に定める様式による修了証書を授与する。

別表第1(第5条関係)

1 全科共通履修科目

履修科目		履修時間	単位
教養科目	くらしと法律 くらしと経済 くらしと倫理 くらしと心理 教養一般 社会福祉 外国語 情報処理 農業基礎	時間 180	単位 10
専門科目	農政概論 農業経営 国際農業 農村社会・生活 農業気象 稲・畑作栽培 野菜栽培 花き栽培 果樹栽培 菌茸栽培 肉牛飼養	180	12
定期試験		96	
計		456	22

2 学科別履修科目

(1) 農産園芸学科

履修科目		履修時間
専門科目	農産物流通 農業簿記 土壌肥料 農業機械 農産物加工概論 作物生理 作物増殖 作物保護 作物と環境保全 稲作栽培 畑作栽培 農産経営 無人ヘリ講習 農産加工実習 野菜栽培 野菜経営管理 果樹栽培 果樹経営管理 農家派遣実習 海外農業研修 専攻実習 卒業研究	時間 1,990 (野菜・果樹経営科にあつては、1,995)

(2) 花き学科

履修科目		履修時間
専門科目	農産物流通 農業簿記 土壌肥料 農業機械 農産物加工概論 作物生理 作物増殖 作物保護 作物と環境保全 鉢物栽培 切り花栽培 花き経営管理 ガーデニング フラワーデザイン 農家派遣実習 海外農業研修 専攻実習 卒業研究	時間 2,055

(3) 畜産学科

履修科目		履修時間
専門科目	畜産物流通 畜産簿記 土壌肥料 畜産物加工 農業機械	時間 1,944

2 学科別履修科目

(1) 農産園芸学科

履修科目		履修時間	単 位
専門科目	農産物流通 農業簿記 土壌肥料 農業機械 農産物加工概論 作物生理 作物増殖 作物保護 作物と環境保全 稲作栽培 畑作栽培 農産経営 無人ヘリ講習 農産加工実習 野菜栽培 野菜経営管理 果樹栽培 果樹経営管理 農家派遣実習 海外農業研修 専攻実習 卒業研究	時間 1,990 (野菜・果樹経営科にあつては、1,995)	単 位 <u>79</u> (野菜・果樹経営科にあつては、 <u>77</u> )

(2) 花き学科

履修科目		履修時間	単 位
専門科目	農産物流通 農業簿記 土壌肥料 農業機械 農産物加工概論 作物生理 作物増殖 作物保護 作物と環境保全 鉢物栽培 切り花栽培 花き経営管理 ガーデニング フラワーデザイン 農家派遣実習 海外農業研修 専攻実習 卒業研究	時間 2,055	単 位 <u>77</u>

(3) 畜産学科

履修科目		履修時間	単 位
専門科目	畜産物流通 畜産簿記 土壌肥料 畜産物加工 農業機械	時間 1,944	単 位 <u>77</u>

畜産と環境保全 生 物工学（動物） 畜 産概論 家畜育種・ 改良 家畜栄養 家 畜生理 家畜解剖・ 実験 家畜繁殖 家 畜衛生 飼料作物 畜産経営 畜産経営 管理 家畜飼養管理 農家派遣実習 海 外農業研修 専攻実 習 卒業研究	畜産と環境保全 生 物工学（動物） 畜 産概論 家畜育種・ 改良 家畜栄養 家 畜生理 家畜解剖・ 実験 家畜繁殖 家 畜衛生 飼料作物 畜産経営 畜産経営 管理 家畜飼養管理 農家派遣実習 海 外農業研修 専攻実 習 卒業研究
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第1号から様式第10号までを削る。

第2条 農業大学校条例施行規則の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第1（第5条関係）				別表第1（第5条関係）			
1 全科共通履修科目				1 全科共通履修科目			
	履修科目	履修時間	単 位		履修科目	履修時間	単 位
教養科目	くらしと法律 く らしと経済 くら しと倫理 くらし と心理 教養一般 社会福祉 <u>外国</u> <u>語</u> 情報処理 農 業基礎	[略]		教養科目	くらしと法律 く らしと経済 くら しと倫理 くらし と心理 教養一般 社会福祉 <u>外国</u> <u>語 I</u> <u>外国語 II</u> 情報処理 農業基 礎	[略]	
専門科目	農政概論 農業経 営 国際農業 農 村社会・生活 農 業気象 稲・畑作 栽培 野菜栽培 花き栽培 果樹栽 培 菌茸栽培 肉 牛飼養	<u>180</u>	<u>12</u>	専門科目	農政概論 農業経 営 国際農業 農 村社会・生活 農 業気象 稲・畑作 栽培 野菜栽培 花き栽培 果樹栽 培 菌茸栽培 肉 牛飼養 <u>土壌肥料</u> <u>農業機械 I</u> <u>農業</u> <u>機械 II</u> <u>農家派遣</u> <u>実習</u> <u>海外農業研</u> <u>修</u>	<u>645</u> <u>(花き学</u> <u>科にあっ</u> <u>ては、605)</u>	<u>25</u> <u>(花き学</u> <u>科にあっ</u> <u>ては、24)</u>

[略]			
計		456	22

2 学科別履修科目

(1) 農産園芸学科

履修科目		履修時間	単 位
専門科目	農産物流通 農業簿記 土壌肥料 農業機械 農産物加工概論 作物生理 作物増殖 作物保護 作物と環境保全 稲作栽培 畑作栽培 農産経営 無人ヘリ講習 農産加工実習 野菜栽培 野菜経営管理 果樹栽培 果樹経営管理 農家派遣実習 海外農業研修 専攻実習 卒業研究	時間 1,990 (野菜・果樹経営科にあつては、1,995)	単位 79 (野菜・果樹経営科にあつては、77)

(2) 花き学科

履修科目		履修時間	単 位
専門科目	農産物流通 農業簿記 土壌肥料 農業機械 農産物加工概論 作物生理 作物増殖 作物保護 作物と環境保全 鉢物栽培 切り花栽培 花き経営管理 ガーデニング フラワーデザイン 農家派遣実習 海外農業研修 専攻実習 卒業研究	時間 2,055	単位 77

[略]			
計		921 (花き学科にあつては、881)	35 (花き学科にあつては、34)

2 学科別履修科目

(1) 農産園芸学科

履修科目		履修時間	単 位
専門科目	農産物流通 農業簿記 農産物加工概論 作物生理 作物増殖 作物保護 作物と環境保全 稲作栽培Ⅰ 稲作栽培Ⅱ 畑作栽培Ⅰ 畑作栽培Ⅱ 農産経営Ⅰ 農産経営Ⅱ 無人ヘリ講習 農産加工実習 野菜栽培Ⅰ 野菜栽培Ⅱ 野菜経営管理 果樹栽培Ⅰ 果樹栽培Ⅱ 果樹経営管理 専攻実習Ⅰ 専攻実習Ⅱ 卒業研究	時間 1,680 (野菜・果樹経営科にあつては、1,605)	単位 68 (野菜・果樹経営科にあつては、65)

(2) 花き学科

履修科目		履修時間	単 位
専門科目	農産物流通 農業簿記 農産物加工概論 作物生理 作物増殖 作物保護 作物と環境保全 鉢物栽培Ⅰ 鉢物栽培Ⅱ 切り花栽培Ⅰ 切り花栽培Ⅱ 花き経営管理 ガーデニング フラワーデザインⅠ フラワーデザインⅡ 専攻実習Ⅰ	時間 1,695	単位 67

--	--	--	--

(3) 畜産学科

履修科目		履修時間	単 位
専門科	畜産物流通 畜産簿	時間	単位
目	記 <u>土壌肥料</u> 畜産	<u>1,944</u>	<u>77</u>
	物加工 <u>農業機械</u>		
	畜産と環境保全 生		
	物工学（動物） 畜		
	産概論 家畜育種・		
	改良 家畜栄養 家		
	畜生理 家畜解剖・		
	実験 家畜繁殖 家		
	畜衛生 飼料作物		
	畜産経営 畜産経営		
	管理 <u>家畜飼養管理</u>		
	<u>農家派遣実習</u> 海		
	外農業研修 <u>専攻実</u>		
	習 卒業研究		

	<u>専攻実習Ⅱ</u> 卒業研		
	究		

(3) 畜産学科

履修科目		履修時間	単 位
専門科	畜産物流通 畜産簿	時間	単位
目	記 畜産物加工 畜	<u>1,485</u>	<u>64</u>
	産と環境保全 生物		
	工学（動物） 畜産概		
	論 家畜育種・改良		
	家畜栄養 家畜生		
	理 家畜解剖・実験		
	家畜繁殖 家畜衛		
	生 飼料作物 畜産		
	経営 畜産経営管理		
	<u>家畜飼養管理Ⅰ</u>		
	<u>家畜飼養管理Ⅱ</u> 専		
	<u>攻実習Ⅰ</u> <u>専攻実習</u>		
	<u>Ⅱ</u> 卒業研究		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成19年4月1日から施行する。